

# 発言通告書（一般質問用）

東村山市議会議長 殿 以下のとおり、質疑通告をする。

2016年8月24日 通告者 矢野穂積

## 質問の項目と要旨

### 1. パワハラと所属長らの責任

6月議会に続き、広報課長の職にあった職員に対するパワハラ事件に関して、経営政策部長の答弁内容が事実と異なるので、再度とりあげ、真相の究明と責任の追及を行う。

- ① パワハラの被害者である当時の広報課長が2014年6月20日16時30分ころ、係長らと、市長を表敬訪問するよさこい関係者らに取材対応を市長公室で行っていた際、当時の経営政策次長から暴言を浴び、肩をつかんで引きずりだされるとか、膝蹴りをされるなどの暴行を受けた件及び同年7月10日に台風8号対応で、市HPの防災ページ更新の作業を行っていた際などに、当時の経営政策次長からうけたその他のパワハラの実態について、同じ年の7月に、パワハラ被害者である広報課長は、上司の経営政策部長に対し、文書で報告したにもかかわらず、経営政策部長は暴力行為等パワハラの実態の調査も関係者からの聴取もしなかったことが、すでに明らかとなっている。また、その後、2015年4月に異動してきた経営政策部次長が、2014年度にパワハラのようなことはなかったかと経営政策部長に尋ねたのに対して、「特にない」と否定し広報課長が文書で提出したパワハラ事件については隠匿した。この事実に関連はないか。
- ② このことが、すでに経営政策部長にパワハラ被害につき文書で申告しており、同じ大学の同窓であるからなんでも相談してくれといわれていたこともあり、その後も日常的に前経営政策次長のパワハラ言動は続いてはいたが、広報課長はいずれ何らかの解決をされるものと、かすかな期待をしていたが、事実をもみ消されるのかと落胆し、大きなショックをうけ同年8月以降、ついには精神科を受診するという事態となったが、この事実を、所管および経営政策部長の見解はどう受け止めているか。

- ③ さらに、同年 11 月、4 月に抽象的ないいまわしで、広報課長に対するパワハラ事実を経営政策部長に確認をした新任の経営政策次長が、さらに具体的に、経営政策部長に対してパワハラ事実の確認をしたところ、広報課長から文書でパワハラ被害に付き申告はうけたが、調査等は特にしていない、と回答があり、これを伝え聞いた広報課長は、かすかな期待も微塵にうちくだけられ、重症化し長期欠勤においこまれた。  
そこで、総務部所管にうかがうが、前の議会以降に、どのくらいの関係者職員らに事情を聞いたか。
- ④ パワハラ of 被害者である元広報課長本人から事情をきいたか
- ⑤ 経営政策部長自身のパワハラ行為については、何か聞いているか？2015 年 5 月下旬、広報課長が、所管事務として東村山市のシティプロモーションの為、休日を返上しエキストラとして映画「あん」製作に協力したにもかかわらず、事情も聞かず、「仕事サボって映画なんかに出てるんじゃないぞ」「懲戒免職だ」と庁舎 3 階の多数の職員に聞こえる中で、怒鳴るなどした結果、元広報課長は大きな精神的苦痛をうけたと主張しているようだが、この事実は確認したか。
- ⑥ 経営政策部長は、2015 年末、元広報課長が精神疾患で病欠していたが、留守番をしていた元広報課長の子供に対し、「お父さんは人事課付きになりました」と伝言するなどした。デリケートな状況下、直接課長本人にではなく、子供に伝言することが適切だと考えているか。子どもに知られることで家庭内の平穏が破壊されることにつき、親展で文書課長本人に郵送するとか、配慮のある態度を経営政策部長はとらなかったのか
- ⑦ 元広報課長にたいするパワハラ事実の確認をした新任の経営政策次長にたいして、事情を聞いたと思うが、2015 年 11 月に、新任の次長がさらに具体的に、経営政策部長に広報課長に対するパワハラ事実の確認をしたところ、広報課長から文書でパワハラ被害に付き申告はうけたが、調査等はとくにしていない、と回答をしたとの事実を、経営政策次長に確認したか、
- ⑧ 次に 014 年 6 月 20 日に、元広報課長が係長らと、市長を表敬訪問するよさこい関係者らに取材対応を市長公室で行っていた際、当時の経営政策次長から暴言を浴び、肩をつかんで引きずりだされるとか、膝蹴りをされるなどの暴行を受けた件につき、関係職員らに事情聴取した結果、本件暴行行為等パワハラ of 事実を現認した職員はいたか。

- ⑨ 暴行等のパワハラ事実を現認した職員は、本件暴行行為について具体的にどのように供述しているか
- ⑩ 職員の間の話によると、当時の経営政策次長は元広報課長に対して暴言等パワハラ行為を繰り返しているようだが、次長席に呼び、その場に立たせ、大声を上げるなどしていた。具体的にはどのようなパワハラ行為がなされたか、事実を現認した職員はどのように供述しているか。
- ⑪ 次に、当時の経営政策次長は、元広報課長に対してだけでなく、例えば市長など理事者に対してまで、陰で暴言等を吐いている、と聞くが、どのような暴言が現認されているか。
- ⑫ 6月議会以降、総務部所管が、職員らに事情を聴取する前あるいはどの最中の時期に、市長は、元経営政策次長である現部長を呼び、事情を聞いたと職員らが証言しているが、間違いないか。
- ⑬ 市長が、元経営政策次長である部長に聴取した内容は具体的に何か。
- ⑭ 目的はなにか、また、市長はその後どのような発言をしたか
- ⑮ 総務部所管が、6月議会以降、本件パワハラ事件について、関係職員らの事情聴取を進めている時期に、市長は、パワハラ事件の加害者として名前が出ている人物と接触することが、本件事件の調査等に支障が生じるとは考えなかったか
- ⑯ 市長は本件事件の公平な処理を実現するようどのような配慮を加えたか。
- ⑰ 本件事件について、ハラスメント処理委員会を開催したか。
- ⑱ ハラスメント処理委員会の委員の構成（名前）を伺う。
- ⑲ ハラスメント処理委員会は、利害関係人、市職員などの含まれない構成にすべきではないか。
- ⑳ 本件事案について、総括的に伺う。